

1

総農家・基幹的農業従事者について

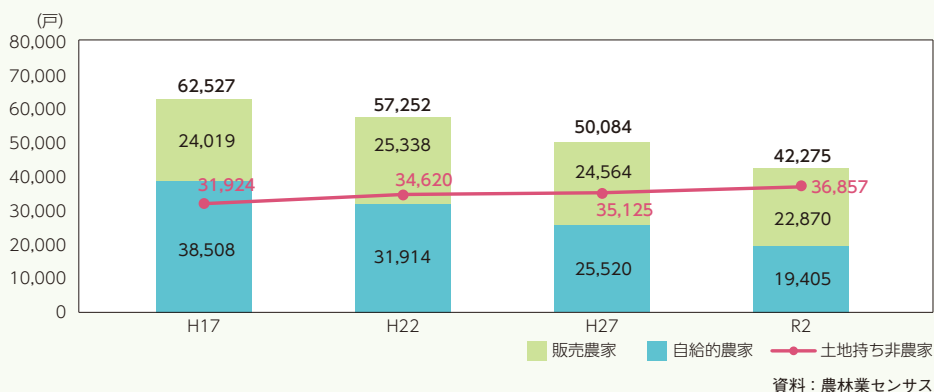
現状

- 令和2年の総農家数は42,275戸で、平成17年から約3割減少しています。
- 土地持ち非農家は、平成17年から約5,000戸増加しています。
- 令和7年の基幹的農業従事者は21,313人（概数値）で、平成17年から約6割減少し、65歳以上の割合は全体の約7割となっています。

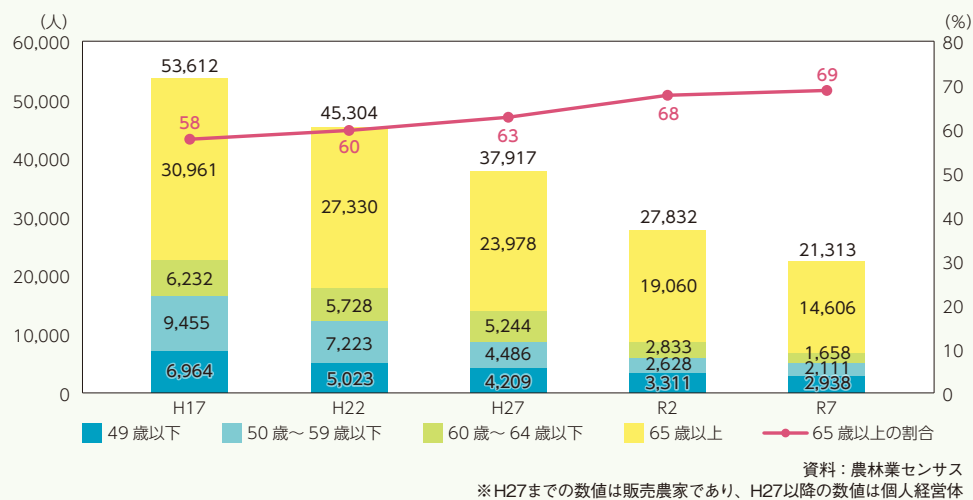
今後の見通し・課題

- 高齢者のリタイア等により、総農家数及び基幹的農業従事者はさらに減少し、農業生産力の低下が懸念されます。
- 農業生産を維持するための担い手の確保が急務です。
- 基幹的農業従事者等が減少していく中でも農業生産力を維持・発展させるために、スマート農業技術の導入や管理作業の省力化などを推進していく必要があります。

■ 総農家数及び土地持ち非農家の推移



■ 基幹的農業従事者の推移



(用語解説)

- ・ 総農家数 : 販売農家と自給的農家の合計。
- ・ 販売農家 : 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
- ・ 自給的農家 : 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。
- ・ 土地持ち非農家 : 農家以外で耕地等を5a以上所有している世帯。
- ・ 基幹的農業従事者 : 個人経営体の15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。
- ・ 個人経営体 : 個人(世帯)で事業を行う経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

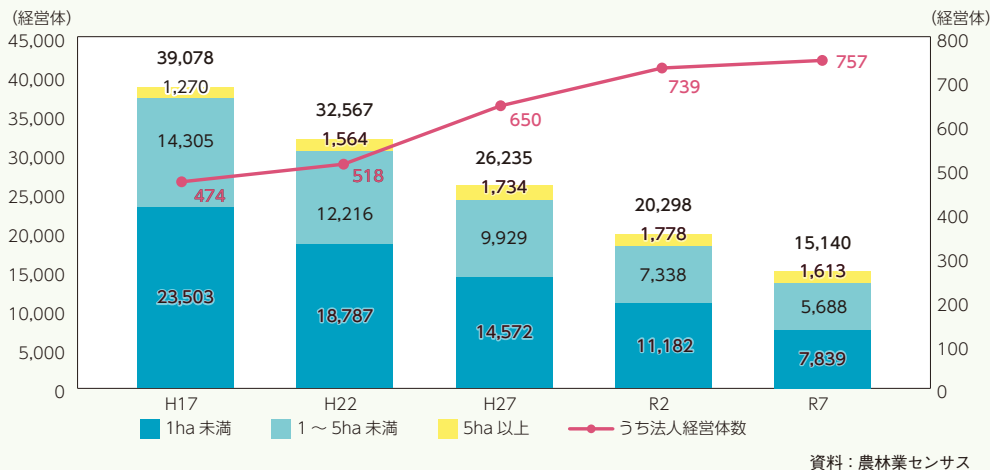
現状

- 令和7年の農業経営体の総数は15,140経営体(概数値)となり、平成17年から約6割減少しています。
- 法人経営体数は、平成17年から283経営体増加しています。
- 経営耕地面積規模別農業経営体数は、平成17年から令和7年の間で、1ha未満及び1～5ha未満では6割以上の減少がみられますが、5ha以上では横ばいとなっています。なお、担い手への農地集積が進み、1経営体当たりの平均経営耕地面積は、平成17年では1.3haでしたが、令和7年では2.4haと規模が拡大しています。
- 令和6年の担い手への農地集積率は44%となりましたが、全国平均の62%を下回っています。

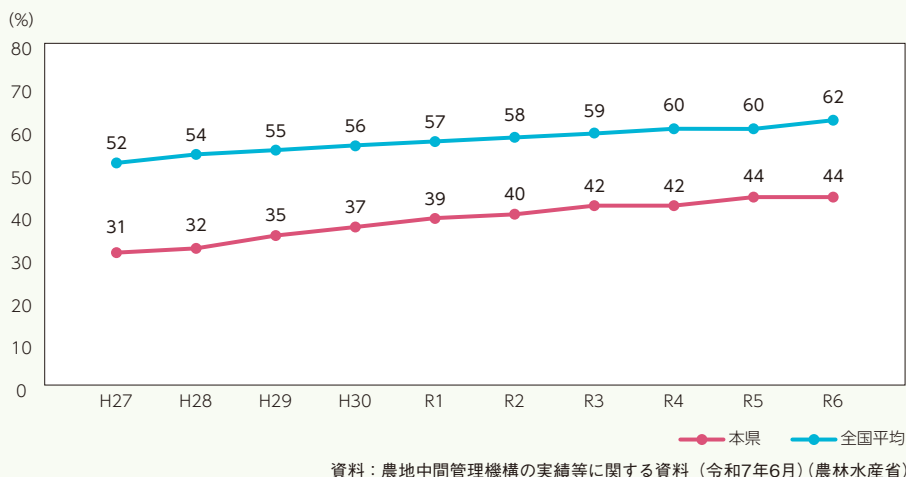
今後の見通し・課題

- 法人化する農業経営体の増加が見込まれる一方で、農業経営体の総数は減少していくことが懸念されます。
- 狭小な農地が残存し、遊休農地の増加や意欲ある農業経営体への農地集積の鈍化が懸念されます。
- 生産基盤整備による狭小な農地の解消や効率的な営農環境を整え、農地集積を加速させ、経営規模の拡大を図る必要があります。

■ 経営耕地面積規模別農業経営体数と法人経営体数の推移



■ 担い手への農地集積率の推移



(用語解説)

- ・ 農業経営体：農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。
- ・ 法人経営体：農業経営体のうち、法人化して事業を行う者。
- ・ 経営耕地：農業経営体が経営している耕地(畦畔を含む田、樹園地及び畑)。
- ・ 担い手：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村の基本構想の水準到達者、地域計画に位置付けられた者などのこと。
- ・ 地域計画：地域農業経営基盤強化促進計画の略称で、「農業経営基盤強化促進法」の改正(令和5年4月施行)により策定が法定化された、地域の農業の将来の在り方を示す計画のこと。農業を担う者ごとに利用する農地等を定め、これを地図上に表示した「目標地図」を備えた、10年後の地域農業の設計図。
- ・ 遊休農地：「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、または、「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(①に掲げる農地を除く。)」
- ・ 農地集積：農地を所有し、又は借り入れること等により利用する農地面積を拡大すること。

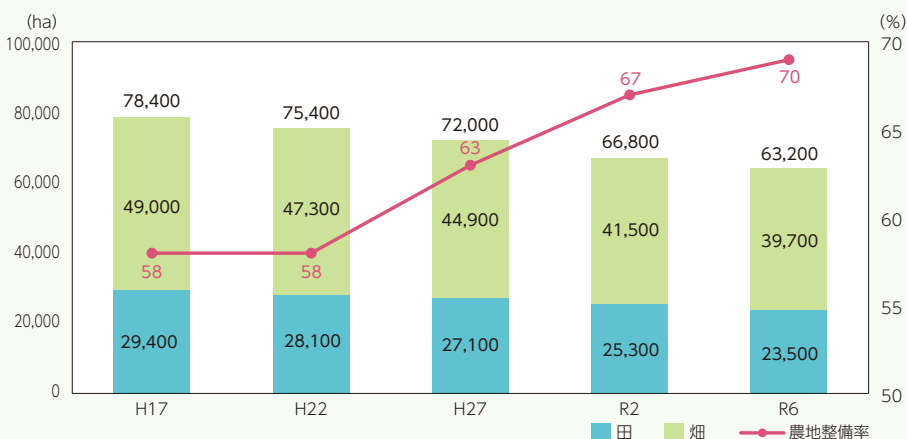
現状

- 令和6年における耕地面積は63,200ha（田23,500ha、畑39,700ha）で、宅地化や開発による転用によって年々減少しており、平成17年から15,200ha減少しています。
- 農地整備率は生産基盤整備の実施により、令和6年度までに70%まで増加しています。
- 地域別の農地整備率は、地形条件などにより地域間に差が見られます。

今後の見通し・課題

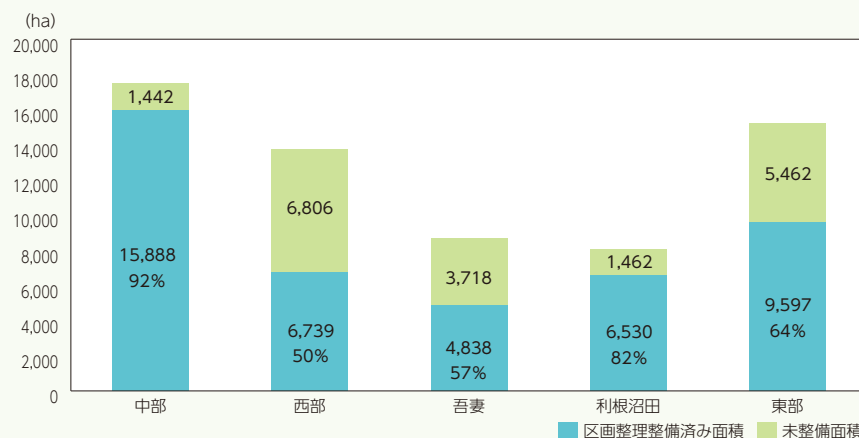
- 開発等による転用などにより、耕地面積は今後も減少していくことが懸念されます。
- 中山間地域が多くある西部地域や吾妻地域では、地形条件、高齢化や担い手不足などの影響により、計画的な整備が困難となることが懸念されます。
- 整備が進まないことで狭小区画が残り、営農環境が改善されない結果、遊休農地の増加が懸念されます。
- 狭小区画の解消、農地集積・集約化やスマート農業技術の導入を図る生産基盤整備を計画的に進めていく必要があります。
- 中山間地域の特性を活かした生産基盤整備を計画的に進めていく必要があります。

■ 耕地面積と農地整備率の推移



資料：作物統計調査（農林水産省）農村整備課調べ
※耕地面積は年、農地整備率は年度

■ 地域別の区画整理整備済み面積と農地整備率（令和6年度まで）



中部地域：前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
 西部地域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
 吾妻地域：中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
 利根沼田地域：沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
 東部地域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

資料：農村整備課調べ
 ※グラフ中のパーセントは、農地整備率を示す

(用語解説)

- ・耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地の面積のことで、畦畔は耕地に含む。
- ・農地整備率：全耕地面積に対する区画整理整備済み面積（※水田の区画整理整備済み面積は20a以上の区画を基本としているが、中山間地域は20a未満も含む）の割合のこと。
- ・中山間地域：農業地域類型区分（農林水産省）のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと。
- ・農地集約化：農地の利用権を交換することなどにより、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

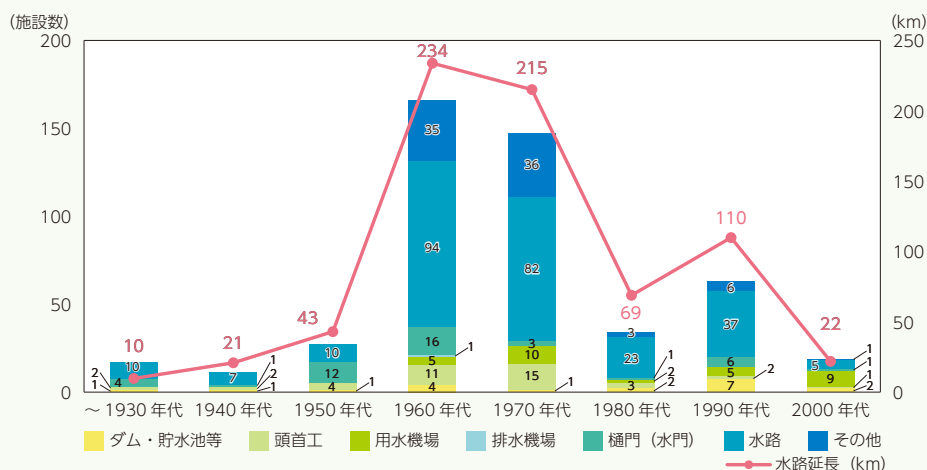
現状

- 国、県で造成した基幹農業水利施設は484施設（国93施設、県391施設）、水路延長では約730kmに上り、約26,000haの農地へ農業用水を供給しています。
- 主に1960年代から1970年代に造成され、多くの施設が50年以上経過し、老朽化が進行している状況です。
- 県が造成した基幹農業水利施設では、令和7年までに標準耐用年数を超過する施設が約9割となっています。

今後の見通し・課題

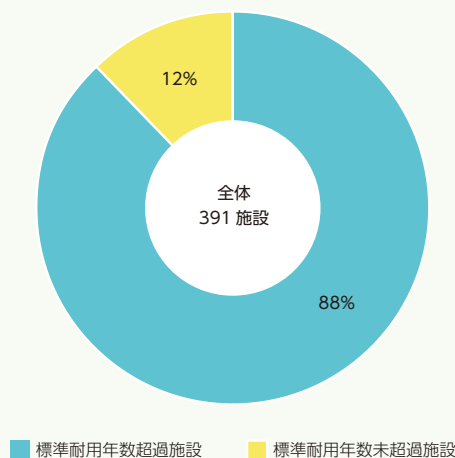
- 老朽化に伴う漏水、破損及び崩壊により農業水利施設の機能が低下し、農業用水の安定供給ができなくなるおそれがあります。
- 農業水利施設の機能を今後とも発揮し続けるため、適時・適切な対策工事を実施し、ライフサイクルコストの低減と長寿命化を図るとともに、現行の耐震基準を満たす地震対策を必要に応じて行うことで、農業用水の安定供給を確保していく必要があります。

■ 基幹農業水利施設の年代別整備状況



資料：農村整備課調べ（※造成年不明施設1箇所は「～1930年代」に計上）

■ 基幹農業水利施設（県造成）の標準耐用年数超過施設数の割合（令和7年時点）



資料：農村整備課調べ（※造成年不明施設1箇所は標準耐用年数超過施設に計上）
※初期造成年でとりまとめており、造成後に一部改修した施設は考慮していない

(用語解説)

- ・ 基幹農業水利施設：農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
- ・ 標準耐用年数：施設や構造物毎の設計時に規定した供用目標年数のこと。主な標準耐用年数は、取水堰（頭首工）：50年、水路：40年、水門：30年、機場：20年。
- ・ ライフサイクルコスト：施設の建設に要する経費、供用期間中の維持修繕費及び廃棄にかかる経費に至るまでのすべての経費の総額のこと。

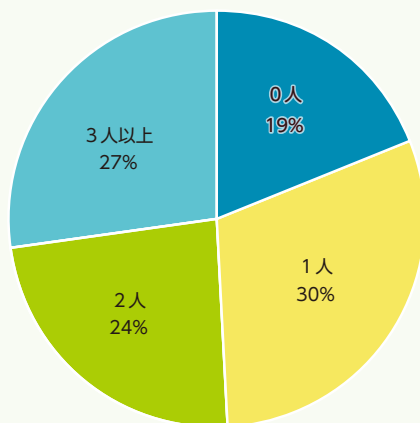
現状

- 63土地改良区（令和7年4月1日時点）の内、専任職員1人以下の割合は約5割を占めています。
- 令和6年における用水を管理する土地改良区の受益面積と組合員数は、平成17年から受益面積が約4,000ha、組合員数が約10,000人減少しています。

今後の見通し・課題

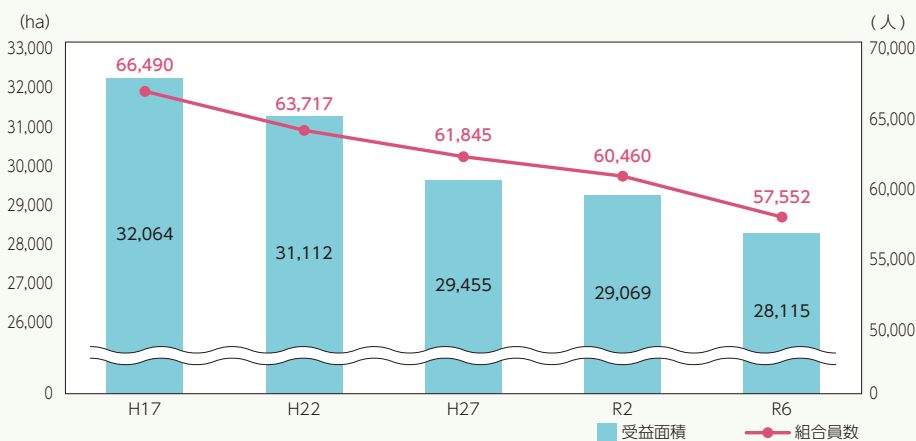
- 農業水利施設等の適切な維持管理、突発事故や濁水時などの緊急時における迅速な対応が困難となることが懸念されます。
- 高齢化により組合員数の減少がさらに進行すると、土地改良区の解散や休眠化の危機に直面し、また、農業水利施設等を維持管理する人員が確保できなくなることが懸念されます。
- 地域の関係者と連携し、農業水利施設等を適切かつ継続的に保全するための土地改良区の体制を強化するとともに、その支援を行う必要があります。

63土地改良区の専任職員数別の割合



資料：農村整備課調べ

用水を管理する土地改良区の受益面積と組合員数の推移



資料：農業農村整備事業のあゆみ（農村整備課）

※R2年までは48土地改良区、R6年は47土地改良区のデータ

(用語解説)

・土地改良区：農業水利施設等の整備、管理などの土地改良事業を実施する法人のこと。地域の関係農業者により組織されている。

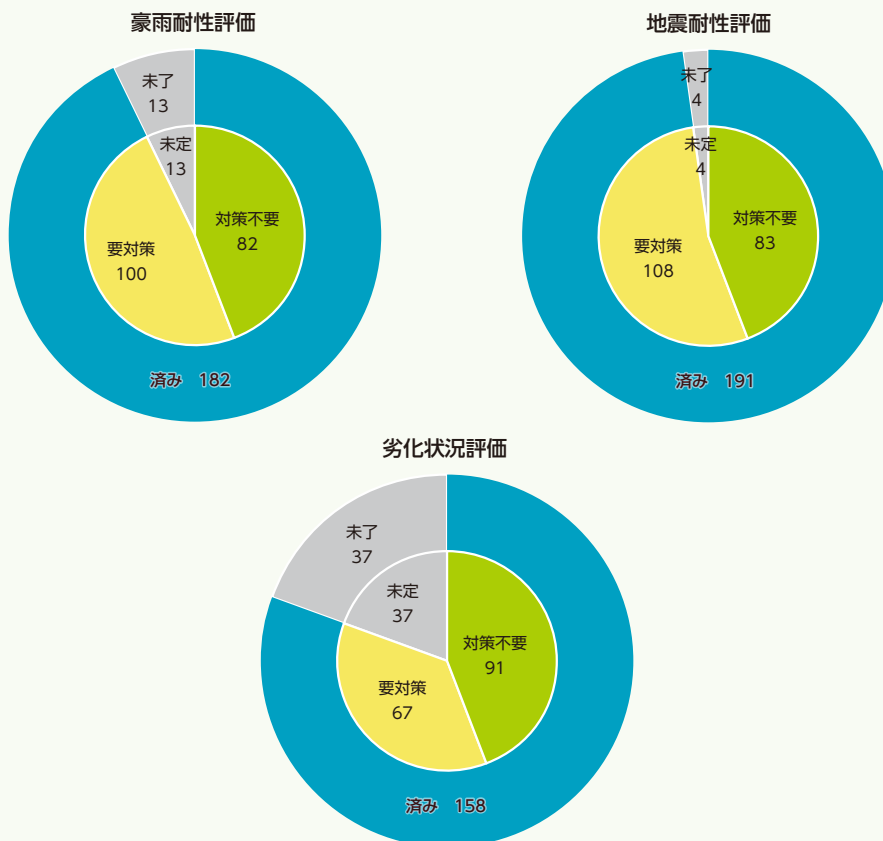
現状

- 集中豪雨や大規模地震などの発生により、ため池が決壊した場合、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点農業用ため池）を195箇所指定（令和6年度末時点）しています。
- 豪雨・地震及び劣化状況調査の結果、健全性が不足しているため、対策が必要な防災重点農業用ため池は、全体の約7割となっています。
- 全ての防災重点農業用ため池において、ハザードマップが作成され、防災・減災意識の醸成に活用されています。

今後の見通し・課題

- 集中豪雨や大規模地震などの発生により、防災重点農業用ため池が決壊した場合、下流の人家や公共施設に被害が及ぶおそれがあります。また、農業生産の停滞が長期化することも懸念されます。
- ため池の管理は土地改良区や水利組合などが担っていますが、高齢化や人員不足により、適正な保全管理が困難となることが懸念されます。
- 防災重点農業用ため池の豪雨・地震耐性評価等を完了させ、優先度の高いため池から計画的かつ集中的に防災工事に着手する必要があります。
- 決壊による被害を未然に防ぐため、管理者が適正な保全管理を継続できるよう、技術的な支援を行う必要があります。

■ 豪雨・地震耐性及び劣化評価状況（令和6年度末）



※豪雨・地震及び劣化のいずれかの健全性が不足している防災重点農業用ため池数142箇所

資料：農村整備課調べ

(用語解説)

- ・ 防災重点農業用ため池：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものとして、都道府県知事が指定するため池のこと。
- ・ ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲、被害程度及び避難経路・場所等の情報を地図化したもの。

7 地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全について

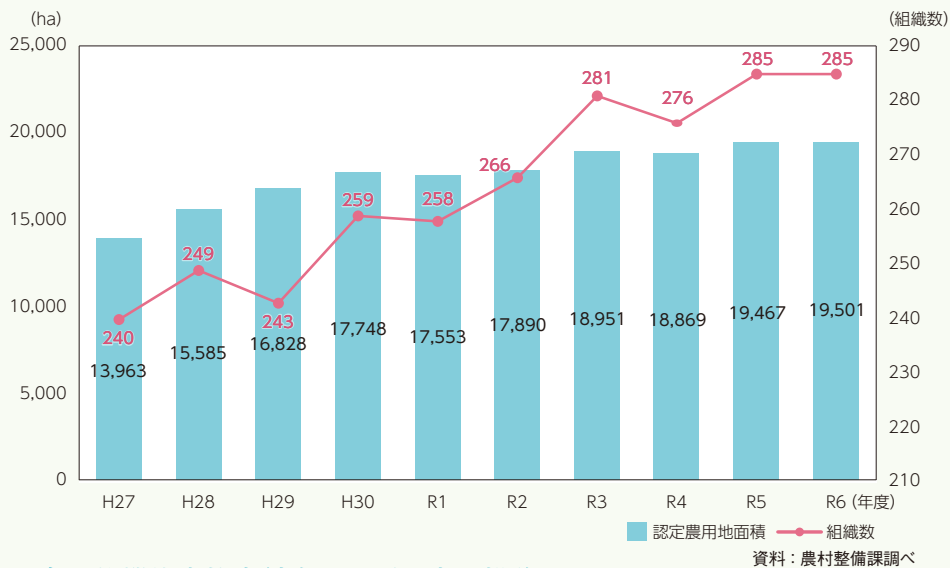
現状

- 農村地域の過疎化・混住化、人口減少等を踏まえ、多面的機能を有する農地や水路等の地域資源を適切に保全管理していく必要性が高くなっています。
- 平成19年度から「多面的機能支払交付金」等を活用し、農業者と地域住民が協力して、地域の共同活動に取り組む活動組織を支援しています。
- 活動組織数は増加傾向であり、令和6年度末時点では、285組織により19,000ha以上の農地等が保全管理されています。
- 令和6年度末時点の農用地面積に対する本交付金の認定農用地面積の比率（カバー率）は全国が57%、関東が36%であるのに対し、本県は32%と両者に比べて低い状況です。

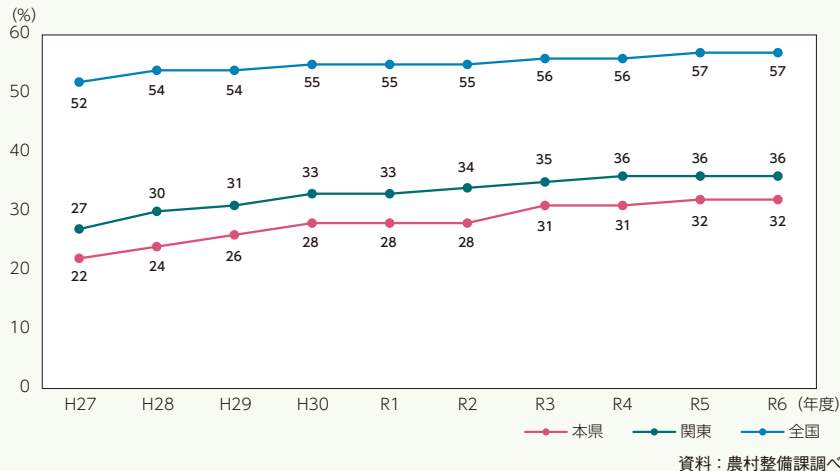
今後の見通し・課題

- 新たな活動組織の増加が期待できる一方で、現在取り組んでいる活動組織において、構成員の高齢化や農業者の減少により、活動の継続が困難となることが懸念されます。
- 今後とも多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、活動組織の広域化、多様な主体の参画や本交付金の未実施地域への活用を推進し、地域の活性化を図るとともに、地域の共同活動が持続的に行われるよう支援していく必要があります。

■ 多面的機能支払交付金の認定農用地面積等の推移



■ 多面的機能支払交付金のカバー率の推移



(用語解説)

- ・ 多面的機能支払交付金：国土保全、水源涵養、景観形成、生物多様性の保全など、農業・農村が有する多面的機能を農業者や地域住民の共同活動によって維持・発揮するために国が支援する交付金制度。
- ・ 地域資源：地域に存在する自然（農地、森林、景観など）・人材（農業技術者、伝統知識など）・文化（郷土料理、祭り、歴史的建造物）・産業（地場産品、加工技術、観光資源など）など、地域の強みとなる要素。

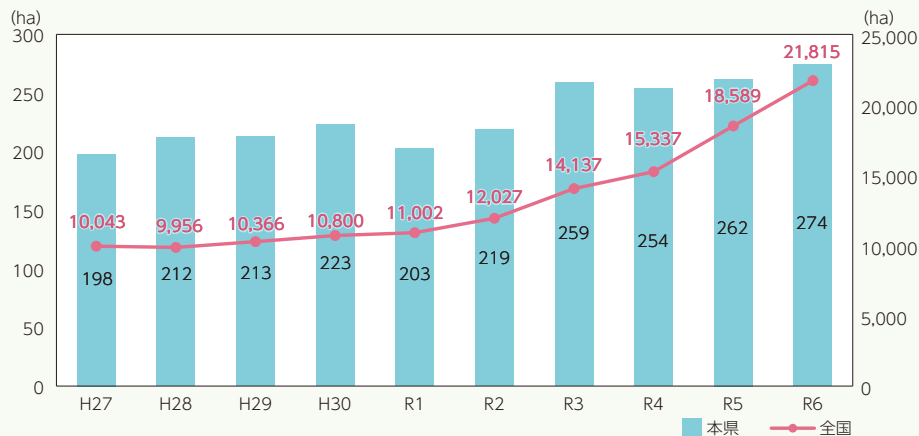
現状

- 農業は、環境との高い調和が求められる産業であり、今後も持続的な生産活動を継続していくためには、化学肥料や農薬の使用量の削減、資源エネルギーの節減、生物多様性への配慮など、環境負荷低減や資源循環の取組が求められています。
- 国は「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月)を策定し、2050年までに農林水産業のCO₂排出量実質ゼロ、有機農業を耕地面積の25% (100万ha)に広げるなどの目標を掲げています。
- 本県では、有機農業の取組を推進しており、有機JAS認証ほ場面積は、令和6年で274haとなっています。また、有機JAS認証農家戸数は横ばい状態が続いており、令和6年で87戸となっています。

今後の見通し・課題

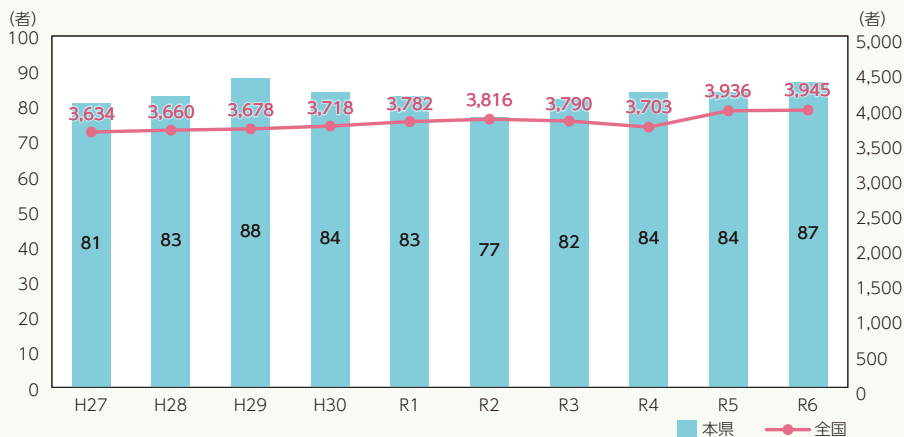
- 消費者などの関心の高まりで、有機農業などの環境保全型農業への取組はさらに広がる見込みです。
- 有機農業などの実践に適した生産基盤整備を実施していく必要があります。
- 農業農村整備事業を実施していく上で、環境負荷の低減・資源循環の観点に十分に配慮する必要があります。
- CO₂排出削減に資する農業用水を活用した小水力発電などの再生可能エネルギーの導入促進を進めるとともに、地域でのエネルギーの有効活用についても検討していく必要があります。

■ 有機JAS認証ほ場面積の推移



資料：農政課調べ

■ 有機JAS認証農家戸数の推移



資料：農政課調べ

(用語解説)

- ・有機農業 : 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。
- ・有機JAS認証 : 日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づき、有機食品のJASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・認証する制度のことで、認証された事業者のみが「有機JASマーク」を使用することができる。
- ・環境保全型農業 : 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
- ・再生可能エネルギー : 太陽光・風力・水力・地熱など、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーのこと。

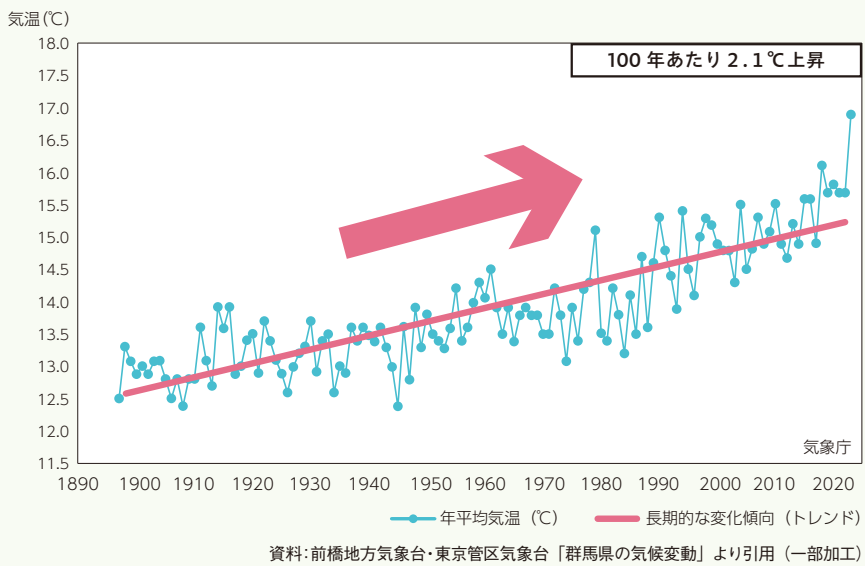
現状

- 近年、気候変動による気温上昇や降雨量の増加による災害の激甚化・頻発化が懸念されています。
- 前橋市の平均気温は、過去100年間で2.1℃上昇しており、今後も猛暑日の頻度が増加すると予測されています。
- 気候変動による短時間強雨の発生回数の増加に伴い、従来の河川中心の治水対策に加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」が全国で進められています。

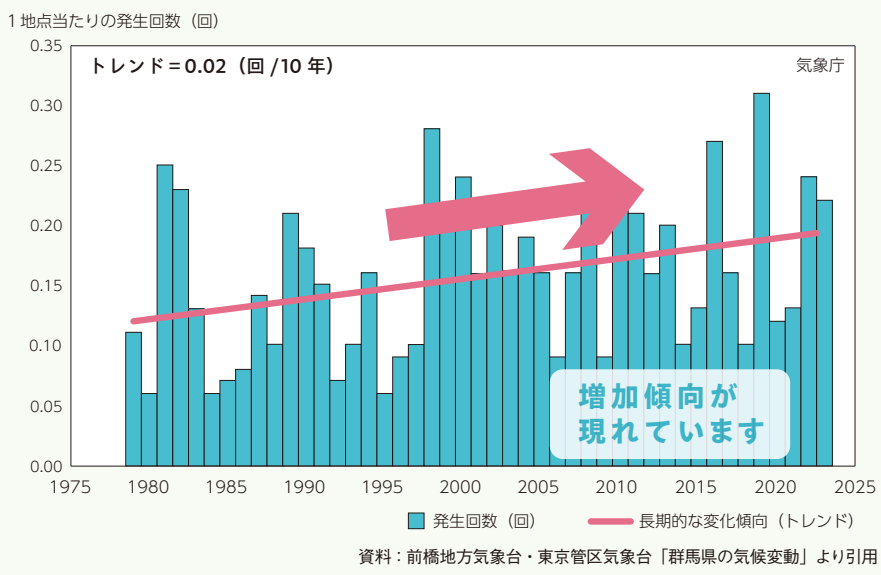
今後の見通し・課題

- 農地や農業水利施設が有する多面的機能を活かし、田んぼダムなどを含む流域治水の取組によって、水害の軽減が期待されています。
- 市町村、地域住民、農業者や土地改良区が連携して、農地や農業水利施設の有する多面的機能を活かした流域治水を推進していく必要があります。

前橋の年平均気温の推移



関東甲信地方の1時間降水量50mm以上の回数



(用語解説)

・流域治水: 河川の氾濫域を含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。